

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和)三十八年十一月二十七日大蔵省令第五十九号)

改 正 案

現 行

<p>26  この規則において、「取得企業」とは、他の企業又は企業を構成</p>	<p>(新設)</p>
<p>25  この規則において、「企業結合」とは、ある企業(会社及び会社に準ずる事業体をいう。以下同じ。)又はある企業を構成する事業と他の企業又は他の企業を構成する事業とが一つの報告単位に統合されることをいう。</p>	<p>(新設)</p>
<p>7 24 (略)</p> <p>四  複数の独立した企業により、契約等に基づいて共同で支配される企業(以下「共同支配企業」という。)に該当する場合</p> <p>一 二 三 (略)</p>	<p>7 24 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>一 二 三 (略)</p>
<p>6 前項に規定する子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 二 三 (略)</p>	<p>6 前項に規定する子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 二 三 (略)</p>
<p>第八條 (略)</p> <p>2 5 (略)</p>	<p>第八條 (略)</p> <p>2 5 (略)</p>

	する事業に対する支配を獲得して一つの報告単位となる企業をいう。	
27	この規則において、「被取得企業」とは、取得企業に支配される企業をいう。	(新設)
28	この規則において、「存続会社」とは、吸収合併後存続する会社をいう。	(新設)
29	この規則において、「結合企業」とは、他の企業又は他の企業を構成する事業を受入れて対価を支払う企業をいう。	(新設)
30	この規則において、「被結合企業」とは、結合企業に受入れられる企業又は結合企業に事業を受入れられる企業をいう。	(新設)
31	この規則において、「結合後企業」とは、企業結合によつて統合された一つの報告単位となる企業をいう。	(新設)
32	この規則において、「結合当事企業」とは、企業結合に係る企業をいう。	(新設)
33	この規則において、「パーチェス法」とは、被結合企業から受入れる資産及び負債の取得原価を、対価として交付する現金及び株式等の時価とする方法をいう。	(新設)
34	この規則において、「持分プーリング法」とは、すべての結合当事企業の資産、負債及び純資産を、それぞれの適正な帳簿価額で引継ぐ方法をいう。	(新設)
35	この規則において、「共通支配下の取引」とは、結合当事企業又は事業のすべてが、企業結合の前後で同一の株主により最終的に支配され、かつ、その支配が一時的ではない場合における取引をいう。	(新設)

<p>36  この規則において、「事業分離」とは、ある企業を構成する事業を他の企業（新設される企業を含む。）に移転することをいう。</p>	<p>(新設)</p>
<p>37  この規則において、「分離元企業」とは、事業分離において、当該企業を構成する事業を移転する企業をいう。</p>	<p>(新設)</p>
<p>38  この規則において、「分離先企業」とは、事業分離において、分離元企業から事業を受入れる企業（新設される企業を含む。）をいう。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(重要な会計方針の記載)</p> <p>第八条の二 財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務諸表作成のための基本となる事項（次条において「会計方針」という。）で次の各号に掲げる事項は、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、記載を省略することができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 固定資産の償却の方法及び主な償却期間</p> <p>四〇十一 (略)</p>	<p>(重要な会計方針の記載)</p> <p>第八条の二 財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務諸表作成のための基本となる事項（次条において「会計方針」という。）で次の各号に掲げる事項は、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、記載を省略することができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 固定資産の減価償却の方法</p> <p>四〇十一 (略)</p>
<p>(重要な後発事象の注記)</p> <p>第八条の四 貸借対照表日後、当該会社の翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要な後発事象」という。）が発生したときは、当該事象を注記しなければならない</p>	<p>(重要な後発事象の注記)</p> <p>第八条の四 貸借対照表日後、当該会社の翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。</p>

(パーチェス法を適用した場合の注記)

第八条の十七 企業結合においてパーチェス法を適用した場合には、当該事業年度において、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 被取得企業の名称及び事業の内容、事業を取得した場合には、相手企業の名称及び取得した事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率
- 二 財務諸表に含まれている被取得企業又は取得した事業の業績の期間
- 三 被取得企業又は取得した事業の取得原価及びその内訳
- 四 取得の対価として株式を交付した場合には、株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付又は交付予定の株式数及びその評価額
- 五 取得の対価として株式を交付した場合に、株式交付日の株価を基礎に取得原価を算定しているときは、その旨
- 六 発生したのれん又は負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間
- 七 企業結合日に受け入れた資産及び引受けた負債の額並びにその主な内訳
- 八 企業結合契約に規定される条件付取得対価（企業結合契約にお

(新設)

いて定められる企業結合契約締結後の将来の事象又は取引の結果に依存して追加的に交付又は引き渡される取得対価をいう。)の内容内容及び当該事業年度以降の会計処理方針

九 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名

十 取得原価の大部分がのれん以外の無形固定資産に配分された場合には、のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

十一 取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由並びに企業結合が行われた翌事業年度以降において取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額

十二 連結財務諸表を作成していない会社において、取得企業が存続会社と異なる企業結合に持分プーリング法に準じた会計処理方法を適用したときは、パーチェス法を適用したとした場合に貸借対照表及び損益計算書に及ぼす影響の概算額

十三 連結財務諸表を作成していない会社にあつては、企業結合が事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額

2 前項の規定にかかわらず、当該企業結合並びに前項第十二号及び第十三号の影響の概算額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、個々の企業結合に重要性は乏しいが、企

業結合が行われた事業年度の企業結合全体に重要性がある場合には、前項第一号及び第二号から第十一号までに掲げる事項を当該企業結合全体で注記しなければならない。

3 第一項第十二号に掲げる影響の概算額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。いずれの場合においても、同項第二号から第十一号に掲げる事項に準ずる事項を注記しなければならない。

一 パーチェス法を適用した場合の貸借対照表及び損益計算書の次に掲げる項目の金額と存続会社の貸借対照表及び損益計算書における金額との差額

イ 貸借対照表項目 資産合計、流動資産合計、固定資産合計、負債合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計、のれん又は負ののれん

ロ 損益計算書項目 売上高、営業利益金額又は営業損失金額、経常利益金額又は経常損失金額、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額、当期純利益金額又は当期純損失金額、のれんの償却額又は負ののれんの償却額及び一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額

二 パーチェス法を適用した場合の前号に掲げる貸借対照表及び損益計算書の項目の金額

4 第一項第十二号に掲げる事項は、企業結合が行われた事業年度の翌事業年度以降においても、継続して注記しなければならない。ただし、翌事業年度以降において影響の概算額に重要性が乏しくなった場合には注記を省略することができる。

5| 第一項第十三号に掲げる影響の概算額は、次の各号に掲げるいずれかの額とし、併せて概算額の算定方法及び重要な前提条件を記載するとともに、当該注記が監査されていない場合には、その旨を記載しなければならない。

一 企業結合が事業年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と取得企業の損益計算書における売上高及び損益情報との差額

二 企業結合が事業年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報

6| 第一項(同項第十二号及び第十三号を除く。)及び第二項に定める事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

(持分プリーング法を適用した場合の注記)

第八条の十八 企業結合において持分プリーング法を適用した場合には、当該事業年度において、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の目的、企業結合日、企業結合の法的形式並びに結合後企業の名称

二 議決権のある株式の交換比率及びその算定方法、交付又は交付予定の株式数、企業結合後の議決権比率並びに当該企業結合を自分の結合と判定した理由

(新設)

- 三 財務諸表に含まれる被結合企業の業績の期間
  - 四 被結合企業から引継いだ資産、負債及び純資産の内訳
  - 五 会計処理方法の統一、企業結合前の取引等の消去の内容並びに企業結合に要した支出額及びその科目名
  - 六 企業結合の結果として処分することが決定された重要な事業の内容、処分時期、処分方法及び処分理由
- 2 前項第五号に掲げる事項の注記において、複数の会計処理方法を同一の事業年度に統一できない場合には、その旨及びその理由を記載しなければならない。
  - 3 第一項第六号に掲げる事項の記載に際して、処分することが決定された事業の貸借対照表計上額、当該事業において計上していた直前事業年度の売上高及び営業利益金額又は営業損失金額等を記載するものとする。ただし、金額の記載が困難な場合には、その旨及び理由を記載するものとする。
  - 4 第一項から前項に定める事項は、連結財務諸表において、同一の内容が記載される場合には記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。
- 第八条の十九 合併において持分プーリング法を適用した場合には、当該事業年度において、前条に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 事業年度開始の日から企業結合日前日までの結合当事企業間の取引金額に重要性がある場合には、当該取引金額

(新設)



二 事業年度の開始の日に合併したとみなして算定した損益計算書の主な項目への影響の概算額

2 結合後企業が連結財務諸表を作成している場合には、前項第二号の記載をすることを要しない。

(共通支配下の取引等の注記)

第八条の二十 企業結合において共通支配下の取引等が行われた場合には、当該事業年度において、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 結合当事企業又は対象となつた事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

二 実施した会計処理の概要

三 子会社株式を追加取得した場合には、第八条の十七第一項第三号から第六号まで、第八号及び第九号に準ずる事項

2 前項の規定にかかわらず、共通支配下の取引等に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、個々の共通支配下の取引等に重要性は乏しいが、企業結合が行われた事業年度における共通支配下の取引等全体に重要性がある場合には、前項の事項を当該取引全体で記載しなければならない。

3 前二項に定める事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

(新設)

(子会社が親会社を吸収合併した場合の注記)

2 | 前項に掲げる影響の概算額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。  
一 | 親会社が子会社を吸収合併したものとした場合の貸借対照表及び損益計算書の次に掲げる項目と存続会社の貸借対照表及び損益計算書における金額との差額  
イ | 貸借対照表項目 資産合計、流動資産合計、固定資産合計、負債合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計及びのれん又は負ののれん  
ロ | 損益計算書項目 売上高、営業利益金額又は営業損失金額、経常利益金額又は経常損失金額、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額、当期純利益金額又は当期純損失金額、のれんの償却額又は負ののれんの償却額及び一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額  
二 | 親会社が子会社を吸収合併したものとした場合の前号に掲げる貸借対照表及び損益計算書の項目の金額

3 | 前項の事項は、企業結合が行われた事業年度の翌事業年度以降に

(新設)

においても、継続して注記しなければならない。ただし、翌事業年度以降において影響の概算額に重要性が乏しくなった場合には注記を省略することができる。

(共同支配企業の形成の注記)

第八条の二十二 共同支配企業を共同で支配する企業は、共同支配企業を形成した事業年度において、第八条の二十第一項第一号及び第二号に準ずる事項を記載しなければならない。実施した会計処理の概要の記載においては、共同支配企業の形成と判定した理由を記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、共同支配企業の形成に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、個々の共同支配企業の形成に重要性は乏しいが、企業結合が行われた事業年度の共同支配企業の形成全体に重要性がある場合には、前項の事項を当該企業結合全体で注記しなければならない。

3 第二項に定める事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

(事業分離の注記)

第八条の二十三 分離元企業は、事業分離が共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成に該当しない場合には、事業分離が行われた事業年度において、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない

(新設)

(新設)

- 1 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要
- 2 実施した会計処理の概要
- 3 移転損益を認識した場合には、その金額、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳
- 4 移転損益を認識しなかつた場合には、その旨、受取対価の種類、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳
- 5 当該事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額
- 6 移転損益を認識した事業分離において、分離先企業の株式を子会社株式又は関連会社株式として保有する以外に、継続的関与がある場合には、当該継続的関与の概要
- 7 前項第四号の記載は、当該継続的関与が軽微な場合には省略することができる。
- 8 第一項の規定にかかわらず、事業分離の影響額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、個々の取引に重要性は乏しいが、事業分離が行われた事業年度における取引全体に重要性がある場合には、第一項第一号及び第二号に掲げる事項を当該取引全体で注記しなければならない。
- 9 第一項（同項第三号及び四号を除く。）及び第三項に定める事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載

することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

(分離先企業の注記)

第八条の二十四 分離先企業は、事業分離が企業結合に該当しない場合であつても、第八条の十八第一項第一号及び第四号に準じて注記しなければならない。

(新設)

(企業結合に関する重要な後発事象等の注記)

第八条の二十五 貸借対照表日後に完了した企業結合が重要な後発事象等に該当する場合には、第八条の十七第一項及び第二項(第一項第二号及び第十一号から第十三号を除く。)、第八条の十八第一項及び第三項(第一項第三号及び第五号を除く。)、第八条の二十及び第八条の二十二に準じて記載しなければならない。ただし、未確定の事項については記載を要しない。

(新設)

2 企業結合の主要条件は合意されたが、貸借対照表日までに完了していない場合、及び貸借対照表日後に企業結合の主要条件が合意された場合には、前項に準じて記載しなければならない。

3 前二項に定める事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

(事業分離に関する重要な後発事象等の注記)

第八条の二十六 分離元企業は、貸借対照表日後に完了した事業分離が、重要な後発事象に該当する場合には、第八条の二十三に準じて注記しなければならない。ただし、未確定の事項については記載を要しない。

2 分離元企業は、事業分離の主要条件は合意されたが、貸借対照表日までに完了していない場合、及び貸借対照表日後に事業分離の主要条件が合意された場合には、第八条の二十三第一項第一号に準じて注記しなければならない。

3 前二項に定める事項は、連結財務諸表において同一に内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

(継続企業の前提に関する注記)

第八条の二十七 (略)

(無形固定資産の範囲)

第二十七条 のれん、特許権、借地権、地上権、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権、漁業権、入漁権、ソフトウェアその他これらに準ずる資産は、無形固定資産に属するものとする。

(無形固定資産の区分表示)

第二十八条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない

(新設)

(継続企業の前提に関する注記)

第八条の十七 (略)

(無形固定資産の範囲)

第二十七条 営業権、特許権、借地権、地上権、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権、漁業権、入漁権、ソフトウェアその他これらに準ずる資産は、無形固定資産に属するものとする。

(無形固定資産の区分表示)

第二十八条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない

らない。

一 のれん

二 十 (略)

2 (略)

(固定負債の範囲)

第五十一条 社債、長期借入金、関係会社からの長期借入金、引当金

(第四十七条第四号に掲げる引当金を除く。) のれん及びその他の負債で流動負債に属しないものは、固定負債に属するものとする。

(固定負債の区分表示)

第五十二条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い

、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならぬ。

一 四 (略)

五 負ののれん

六 (略)

2・3 (略)

(のれん及び負ののれんの表示)

第五十四条の二 第二十八条第一項第一号に掲げるのれん及び第五十

二条第一項第五号に掲げる負ののれんがある場合には、両者を相殺

らない。

一 営業権

二 十 (略)

2 (略)

(固定負債の範囲)

第五十一条 社債、長期借入金、関係会社からの長期借入金、引当金

(第四十七条第四号に掲げる引当金を除く。) 及びその他の負債で流動負債に属しないものは、固定負債に属するものとする。

(固定負債の区分表示)

第五十二条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い

、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならぬ。

一 四 (略)

五 (新設)

六 (略)

2・3 (略)

(新設)

した差額をのれん又は負ののれんとして無形固定資産又は固定負債に表示することができる。この場合には、相殺している金額に重要性が乏しい場合を除き、相殺している旨及び相殺前の金額を注記しなければならない。

(特別法上の準備金等)

五十四条の三 (略)

(企業結合に係る特定勘定の注記)

第五十六条 取得と判定された企業結合において、企業結合に係る特定勘定(取得後短期間で発生することが予測される費用又は損失であつて、その発生の可能性が取得の対価の算定に反映されているものをいう。)が負債に計上されている場合には、その主な内容及び金額を注記しなければならない。

(企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記)

第九十五条の三の三 企業結合に係る特定勘定の取崩益が生じた場合には、重要性が乏しい場合を除き、内容及び金額を注記しなければならない。

(のれん及び負ののれんの償却額の表示)

(特別法上の準備金等)

第五十四条の二 (略)

五十六条 削除

(新設)



第九十七条 販売費及び一般管理費に計上されたのれんの償却額と営業外収益に計上された負ののれんの償却額とが生じる場合で、いずれかの金額の重要性が乏しい場合には、これらを相殺して表示することができる。

第九十七条  
削除